

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社クラレ			コード	3405
提出日	2020/3/4	異動(予定)日	2020/3/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会終結の時をもって、独立役員である社外取締役1名(藤本美枝氏)が退任し、新たに独立役員に指定予定の社外取締役2名を選任するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし						
1	浜口 友一	社外取締役	○															○		有		
2	浜野 潤	社外取締役	○																○	有		
3	村田 啓子	社外取締役	○																○	新任	有	
4	田中 聡	社外取締役	○																	△	新任	有
5	永濱 光弘	社外監査役	○																	△	訂正・変更	有
6	谷津 朋美	社外監査役	○																○			有
7	小松 健次	社外監査役	○																○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		株式会社エヌ・ティ・ティ・データの経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外取締役として経営を監督し、コーポレート・ガバナンスの向上に資する有用な意見・提言を行っています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定します。
2	社外取締役である浜野潤氏は、公益財団法人大原記念労働科学研究所の理事長を務めています。公益財団法人大原記念労働科学研究所は当社初代社長大原孫三郎氏により、事業経営の健全化、労働する者の福利の増進および社会福祉の向上発展に資することを目的として1921年に設立されました。当社はCSR活動の一環として、その研究活動への支援のため、維持会費の支払い並びに寄付を行っています。直近年度における当社から同公益財団法人への支払い額は、同公益財団法人の事業活動収入の1%未満です。	内閣府等における経済行政などの豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外取締役としての客観的な立場から経営を監督し、有用な意見・提言を行っています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定します。
3		内閣府において経済行政に携わった経験と首都大学東京大学院の教授としての高い見識をもとに、当社の経営および企業価値向上に資する有用な意見・提言をいただくことができると判断しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
4	田中聡氏は、過去に三井物産株式会社の代表取締役副社長執行役員等を務めておりました。直近年度における当社と同社との取引額は、同社の売上高の0.1%未満です。	三井物産株式会社のコーポレートスタッフ部門担当役員や代表取締役を歴任されており、それにより培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営に有用な意見・提言をいただくことができると判断しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
5	永濱光弘氏は、過去にみずほ証券株式会社の取締役会長等を務めておりました。直近年度における当社と同社との取引額は、同社の売上高の0.1%未満です。また、同氏は過去に株式会社みずほ銀行(旧:株式会社みずほコーポレート銀行)の取締役副頭取等を務めておりました。直近年度における当社の同行からの借入金残高は、当社の連結総資産の1%未満です。	金融機関における豊富な経験、経営全般にわたる幅広い見識および他の企業での社外監査役としての実績を有していることから、当社の社外監査役として監査を実施しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定します。
6		公認会計士および弁護士としての幅広い見識と他の企業での社外役員としての豊富な経験を有していることから、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定します。
7		国内外の多くの企業において経営に携わった実績があり、それにより培われた豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定します。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。